

野中義美税理士事務所 通信

No.104

今月のテーマ 「相続時精算課税の見直し」

1. Q 历年課税における生前贈与加算つまり相続時に死亡前3年以内(改正により令和6年1月1日以後から7年以内)の贈与額を相続財産に加算される制度をこの前勉強しましたが、その他に相続と贈与が一体化した課税制度というものがありますか?



A 相続時精算課税制度というのがあります。それは、贈与時には累積贈与2,500万円まで非課税で2,500万円を超えた部分に一律20%が課税され、相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税の計算を行う制度です。納付済みの贈与税は税額控除されます。

2. Q その相続時精算課税の利用は誰でもできますか。また不動産等の評価額はいつの時点のものを相続財産に加算されますか。

- A**
- (1)原則「60歳以上の両親もしくは祖父母」から「18歳以上の子供もしくは孫」に対して、生前贈与した際に選択できる贈与税の制度です。(贈与が令和4年3月31日以前の場合の子供や孫は「20歳以上」となります。)
 - (2)相続財産への持ち戻し計算では、贈与した時の時価により評価されます。従って値上がりが予想される財産を贈与しておけば、相続財産を実質的に減らして相続税を抑えることが出来ます。ただし、値下がりが予想される財産の場合は、逆に相続税が高くなります。注意が必要です。

3. Q この相続時精算課税制度を選択してアパートなどの収益物件を贈与した場合、贈与者の相続税の課税対象となるのは収益物件そのものだけとなりますよね。

A はい、そうです。相続後の収益(家賃収入)を課税対象に含める必要ないので、相続税対策になります。また今回の改正により令和6年1月1日以後により贈与を受ける場合は历年贈与と同様年110万円の基礎控除が認められました。最後にこの相続時精算課税制度を選択して住民などの宅地を贈与した場合、小規模宅地等の減額の特例は使えなくなります。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

5月放送は 5月 9日、23日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分~

5月 4日、18日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午前9時35分~

今日の
一句

春は盛りの今日この頃…そこで一句!!

「心地よい 春はあけぼの すがすがし」 (早起きは三文の徳)

♪ 出発の歌 上條恒彦と六文銭

今日の
一言

「気持ちが切れてしまうから」 (高倉健)

意味: 映画「幸福の黄色いハンカチ」の夕張ロケ、最後のクライマックスシーン=黄色いハンカチに向かっていくシーンを「準備の時、監督 山田洋次さんが黄色いハンカチの向こうの空は青空がいい」と青空になるまでに待っていた時、寒いので武田鉄矢が“健さん寒いから家来て暖かくしましょう”と言った。そこで健さんは「気持ちが切れてしまうから」ここで準備して待つとくよと言われた。

九紫火星星
これまでの利益にとらわれないようにしてください。
乗り切りましょう。

八白土星星
言葉が重みを持ちます。軽率な行動を取らないようにして下さい。

七赤金星星
笑顔で過ごす事が大切です。物事が順調に流れますが、先走るすぎると足元をすくわれるので注意して下さい。

六白金星星
家族サービスが幸運の鍵となります。仕事も忙しい月となるでしょう。周りとの和を心がけると運気UPに!

五黄土星星
時間無駄にせず有効に使いましょう。もう一度スケジュールの見直しをすると運気UPに!

四緑木星星
財布の紐が緩くなっています。大きな買い物は、相談しての購入を! 理想を追わず足下を固めることに集中を!

三碧木星星
運気は上々ですが言動には気をつけて下さい。真摯な態度と言葉が運をさらに呼び込みます。

二黒土星星
気候が安定せず、体調を崩しやすくなっています。体調管理に注意! 物事は安定していくスムーズに進みそうです。

一白水星星
色気が無く焦らず、時期を見る事が大切です。情報や甘言に惑わされない様に注意してください!

九星占い (5月)